

令和 7 年 1 2 月

農 業 委 員 會
總 會 議 事 錄

令和 7 年 1 2 月 5 日
武 雄 市 農 業 委 員 會

令和7年12月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和7年12月5日（金）
(開会) 13時25分 (閉会) 14時50分

2. 場 所 東川登公民館会議室

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席番号	氏名	出席	欠席	議席番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	古川さゆり	○	
2	松尾 初秋	○		12	原田 宗喜	○	
3	松尾 隆博	○		13	松岡 知子	○	
4	岩橋 久美	○		14	井手 広夫	○	
5	中村 和仁	○		15	田栗 由紀男	○	
6	池田 有	○		16	渡邊 千枝子	○	
7	田代 了三	○		17	澤井 富二郎	○	
8	笠原 勝廣	○		18	坂口 友久	○	
9	原口 保徳	○		19	相原 経憲	○	
10	川口 敏広	○					

4. 協議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第4号 農地移動適正化あっせん事業に係る委員の指名について	
議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）について	
議案第6号 武雄市非農地証明願について	5件
報告第1号 農地形状変更届出について	1件
報告第2号 非農地判断について	

5. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局 定刻前ですが、皆さんお揃いのようですので、令和7年12月の農業委員会総会を始めさせていただきたいと思います。
本日は、欠席者なしということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは議事に入りたいと思います。会長、よろしくお願ひします。

- 会長 (農業情勢等の報告等については省略)
ただ今から、令和7年12月の武雄市農業委員会総会を開会します。
本日の議事録署名人に、8番 笠原勝廣 委員、18番 坂口友久 委員を指名します。
今回は、議案第1号から第6号までの審議をお願いいたします。
発言される委員の方は、举手のうえ番号を言って、議長の発言許可を受けてから、発言をしてください。
それでは、議案審議に入ります前に、事務局から報告事項をお願いします。

- 事務局 11月総会審議後の転用許可状況について報告。

- 会長 事務局から報告がありましたが、皆様からお尋ね等ございませんか。
(質疑なし)

- 会長 特にないようでございますので、議案審議に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

- 会長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。
農地法第3条の規定による許可申請が5件提出されています。
この議案について、事務局からの説明をお願いいたします。
- 事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。
申請番号1番、土地は、○○町の畠1筆、528平米です。申請事由です。譲渡人は、高齢で農地として耕作・管理することができない。譲受人は、父の所有する農地と隣接しており、併せて耕作するということで、農地の価格は10a当たり○○円となっております。
申請番号2番、土地は、○○町の田1筆、384平米です。申請事由です。譲渡人は、県外に居住している為、耕作・管理ができない。譲受人は、自宅に近く耕作・管理がしやすいということで、農地の価格は1筆で○○円です。
申請番号3番、土地は、○○町の田2筆、887平米です。申請事由です。譲渡人は、市外に居住している為、耕作・管理ができない。譲受人は、購入する住宅の前であり、耕作しやすいということで、住宅と畠を同時購入されるということです。
申請番号4番、土地は、○○町の畠1筆194平米です。申請事由です。譲渡人は、市外に居住している為、耕作・管理することができない。譲受人は、

住宅と畠を同時購入し、野菜を作るということで、住宅と畠を同時購入されます。

申請番号 5 番、土地は、○○町の田 3 筆、2,903 平米です。申請事由です。譲渡人は、市外に居住している為、耕作・管理することができない。譲受人は、自宅に近く耕作しやすいということで、農地の価格は 1 筆で○○円となっております。

以上 5 件につきまして、農地法第 3 条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 議案の説明が終わりました。この 5 件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

会長 それでは、質疑を始めます。ご意見、ご質問等、何かございませんか。

(質疑なし)

会長 質疑も無いようですので、質疑をとどめます。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 5 件について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 5 件については、許可することに決しました。

《議案第 2 号 農地法第 4 条 許可申請》

会長 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第 4 条の規定による許可申請が 1 件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請です。申請番号 1 番、土地は○○町○○の田 1 筆 159 平米、畠 1 筆 73 平米、合計 2 筆の 232 平米です。申請事由は、高齢になり農作業への労力もなくなり、山林として管理したいということで、クヌギを植林される予定となっております。別冊の付近見取り図の 3 ページをご覧いただきますと、申請地の上空に、電線が架かっているということで、電線の部分が大体 90 平米あるということで、この部分にはクヌギを植えられないということで、ここを含まずにクヌギを植林されるということです。植林の完了時期は令和 8 年 3 月を予定しております。

農地区分の該当事項と許可基準の該当事項は、議案書記載の通りとなります。

事務局の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

地元委員さんから補足説明をお願いします。その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。○○委員お願ひいたします。

○○番

3条申請の方は聞いていたんですが。○○さんがクヌギを植えて管理されるってことでしょう。

事務局

事務局の方で聞いていた内容ですが、今回、3条と4条、非農地証明願も出ているんですが、将来的には、○○さんから○○さんに農地を一切、管理をお願いしたいということでした。一旦、○○さんが4条で申請をされて、山林に変えた後に、○○さんに譲りたいという意向をもっておられるみたいでした。

会長

地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始します。

何かございませんか。

○○番

質問ですが、普通は植林というのは杉とか檜を植えますよね。それでクヌギというのは、枝打ちとかをしなくていいんですかね。要するに、高齢で農業が出来ないということで。クヌギだったら、何も手が掛からないのか、そのあたりをお尋ねしたい。

椎茸の原木は放っておいてよいってことね。それだったら、一番、理由が立つね。成長が早いから、枝打ちもしなくていいのね。家の傍は駄目と。

会長

他にございませんか。

(質疑なし)

会長

質疑もないようでございますので、質疑をとどめます。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請1件については、「本委員会としては、許可しても差し支えない」との意見をつけて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長

異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請1件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見をつけて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

会長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。
農地法第5条の規定による許可申請が6件提出されております。
この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書4ページ以降になります。
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請です。
申請番号1番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は○○町○○の田4筆643.19平米となっております。申請事由は、土地を探していたところ、申請地は宅地分譲として最適の場所であり、所有者からは売買の快諾を得られているということです。用途地域内の農地ということになりますので、例外的に宅地分譲ができる農地となり、宅地分譲3区画で申請されています。工事完了時期は令和8年7月末を予定されております。

申請番号2番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は○○町○○の田1筆、982平米です。申請事由は、申請地付近で店舗を新築する場所を探していたが、適当な土地が見つからず、申請地以外に希望に沿う土地がなかったということで、○○様の店舗及び駐車場を計画されています。こちらは農振地でございましたが、農振除外は済んでおります。工事完了時期は令和8年12月31日の予定です。

申請番号3番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は○○町○○の畠1筆222平米です。申請事由は、譲渡人は農業に従事した経験がなく、相続した申請地の処分を行うことにした。譲受人は市内での住宅ニーズに合わせて新規の住宅の供給を行いたいということで、今回の申請に至ったということです。こちらも用途地域内の農地ということで、宅地分譲1区画を予定されています。工事完了時期は令和8年5月末を予定されております。

議案書5ページです。

申請番号4番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は○○町○○の畠1筆225平米となっております。こちら、申請番号3番の近くの農地であります、別冊の付近見取図の11ページ、道を挟んで向かい側の三角の部分、○○番が申請番号4番になります。こちらについても、譲受人は○○さんであります、申請事由も3番と同じ形です。同じく用途地域内の農地ということで、宅地分譲を1区画予定されております。工事完了時期は令和8年5月末を予定されています。

申請番号5番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は○○町○○の畠1筆339平米となっております。こちらも用途地域内に入っています。宅地分譲が例外的に許可できる農地ということで、1区画の分譲を予定されています。工事の完了時期は令和8年5月末となっております。

申請番号6番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は○○町○○の田1筆715平米となっております。申請事由は、譲渡人は、小作で水稻の作付をしてもらっていたが、水漏れで作付けができなくなり、草刈り等

の維持管理を行っていたが、高齢化に伴い、手放すことを決めた。譲受人は、子どもの成長で現在住んでいる官舎が手狭になり、子育ての環境を考え、住宅の建設を計画したということで、一般住宅を予定されています。工事完了時期は令和8年10月末となっております。

農地区分の該当事項と許可基準の該当事項は、議案書記載の通りとなります。

事務局の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

地元委員さんから補足説明をお願いします。その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。5条1番、2番を○○委員、3番、4番を○○委員、5番を○○委員、6番を○○委員でお願いいたします。

1番、○○委員、お願ひいたします。

○○番

1番の場所は、ちょうど○○の○○山に行く所の県道沿いにあります。草払い等の管理はされていましたけど、耕作はずっとされていませんでした。譲渡人のお二方は姉妹さんでして、親からの世情分けて、この土地を貰ったということで、何ら問題のない所でした。用途地域内の農地ということでもありますし。

2番は農振除外されておりまして、ここだけポツンと残っている所で、今まで耕作されておりました。別に問題ないと思い、確認印を押しました。

○○番

3番、4番は相続ということで説明がありましたけれども、両方とも用途地域内の農地、畠であって、前はお父さんが百姓をされていました。息子さんは、ほとんどされていないと思います。用途地域内の農地でありますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○○番

5番ですが、場所は、○○の北の方になります。別に問題ないと思い、印鑑を押しました。

○○番

6番です。場所は、国道からちょっと入った所の土地になっています。周りは住宅が何軒かあって、隣は田んぼで、今も作られています。陽当たりが悪くならないように、住宅も平屋で建てる計画になっているそうです。何も問題がないと思いましたので、印鑑を押しました。

会長

ありがとうございました。

地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始します。

何かございませんか。

○○番

セットバックとは何ですか。

事務局 建築基準法で敷地に家を建てられるかどうかっていうのを判断する際に、緊急車両とかの乗り入れができるように、幅を4m以上とってくださいっていう法律があります。今現状の道路が4mないので、敷地の一部分を道路の敷地として、整備をしてくださいっていうのがあります。道路の一部として整備して、道路になりますよっていう。今現状の、境界からちょっと後退する、セットバックっていう、いわゆる、後退。

会長 他に質疑ございませんか。

(質疑なし)

会長 質疑もないようでございますので、質疑をとどめます。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請6件については、「本委員会としては、許可しても差し支えない」との意見をつけて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請6件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見をつけて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議案第4号 農地移動適正化あっせん事業に係る委員の指名について》

会長 議案第4号 農地移動適正化あっせん事業に係る委員の指名について、を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第4号 農地移動適正化あっせん事業に係る委員の指名について、ご説明いたします。議案書6ページになります。

説明に入ります前に、議案の訂正をお願いいたします。あっせん申出者の②の〇〇さんについては、取り下げとなりましたので、①の〇〇さんだけの案件となりますので、訂正をお願いいたします。

それでは、農地の所有者から農地売買等特例事業に係る農用地の売り渡しの申し出があり、武雄市農地移動適正化あっせん事業実施要領第4条第8項の規定により、あっせん委員を次のとおり指名したいので農業委員会の議決を求めるものです。

あっせん申出者の住所・氏名及びあっせん申出農用地等の所在・地目・面積は記載のとおりです。

あっせん委員は農用地の地元委員である坂口友久委員、中原位委員を指名したいと思います。

事務局からの説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会長 それでは○○町○○の 1,540 平米の農地について、あっせんを通したいということでございます。

議案第 4 号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会長 それでは、他に質疑等も無いようでございますので、議案第 4 号の質疑をとどめます。

議案第 4 号 農地移動適正化あっせん事業に係る委員の指名については、坂口友久農業委員と中原位推進委員を指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 異議なしと認めます。

よって議案第 4 号 農地移動適正化あっせん事業に係る委員の指名については、坂口友久農業委員と中原位推進委員を指名することに決しました。よろしくお願いいいたします。

皆様はあっせんのことはご存じだと思いますけども、中間管理機構を入れてあっせんをするわけですけども、中間管理機構入れますと、売り手は 800 万までの控除を受けられます。また、登記を中間管理機構がしてくれるという。そういうときは手数料 1.5% ですね。入れたらそういうふうな特例があるということで。しばらくあっせんがなかなかなったんですけども、北方はよくあってましたけど、この頃、また出てきたなと思っておりますが、そういう制度でございますので、農業委員さんも、もしそういう売買とかあった場合は、今から買う方が認定農業者であることはもちろんですが、規模拡大をしたりとか、意欲のある方に売る場合は、そういうあっせんという事業がありますよっていうようなのを。買い手がそういう方だったら、そういうあっせんっていう事業もありますよ、ということをお勧めしていただいてもいいのかなと思います。

○○番 下限面積があったよね。

事務局 武雄地区が 106 アール、山内地区が 93 アールで北方地区が 160 アールです。経営面積の下限面積です。

—————《議議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）》—————

会長 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。

この議案について、事務局の説明をお願いいたします。

資料は別冊です。

事務局 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農業委員会の意見を聴取するものです。

1 ページをご覧ください。こちらに「令和 7 年度第 9 号利用集積等促進計画（案）」を記載しています。

2 ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

全体の合計といたしましては、田、新規 3 件、3 筆、4,205 平米。再設定 18 件、32 筆、37,953 平米。

畠、再設定 1 件、4 筆、8,405 平米、となっております。

3 ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権設定解除については、15 ページ、16 ページに記載をしておりますのでご確認ください。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 事務局の説明が終わりました。議案第 5 号について、質疑を開始します。何かございませんか。

○○番 ○○町の 2 番、10a 当たり 3 万円、お茶園でしょう。

事務局 4 筆で 3 万円です。訂正をお願いします。

会長 他にございませんか。

(質疑なし)

会長 それでは、意見もないようでございますので、議案第 5 号の質疑をとどめます。議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、原案のとおり「意見なし」と回答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）については、原案のとおり「意見なし」と回答することに決しました。

《議案第 6 号 武雄市非農地証明願申請》

会長 議案第 6 号 武雄市非農地証明を議題といたします。このことについて、5 件の証明願が提出されています。

この議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 6 号 武雄市非農地証明願についてご説明いたします。

資料は、議案書 7 ページからになります。

申請番号 1 番、土地は○○町の畠 1 筆 153 平米です。農地でなくなった時期及び原因は、圃場整備前から里道として利用していたが、換地処分により、地目が畠となっていたということで、非農地証明事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断しております。

申請番号 2 番、土地は○○町の畠 1 筆 2,543 平米です。みかん畠であったが、傾斜のきつい段々状の畠で収益も上がらず、平成元年頃に廃園して杉の木を植林したということで、こちらも 5 号に該当するものと判断しております。

申請番号 3 番、土地は○○町の畠 1 筆 1,507 平米です。平成 17 年以前は茶畠として利用していたが、その後、栽培をやめて山林となってしまったということで、非農地証明事務処理要領の第 4 号に該当するものと判断しております。

申請番号 4 番、こちらも 3 番と同じ方です。土地は○○町の畠 1 筆 191 平米です。昭和 54 年頃から建物の敷地の一部として使用しており、現在に至るということで、非農地証明事務処理要領の第 5 号に該当するものと判断しております。

申請番号 5 番、土地は○○町の畠 55 平米です。平成 5 年頃に住宅が建てられてから、敷地の一部として利用しているということで、非農地証明事務処理要領の第 5 号に該当するものと判断しております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。議案第 6 号について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

○○番

1 番です。昭和 49 年頃に圃場整備をしているわけです、○○が。その時、里道という形であったわけです。○○さんの 1 区画は、全て○○さんの持ち物に換地で変わったわけです。里道があった分を畠にもってきてある。元々、道路として利用している。それを畠で換地処分している、そういう事情です。別に問題ありません。以上です。

会 長

他にございませんか。

○○番

5 番ですが、ここも、もう 40 年以上前に圃場整備が終わっていまして、そういうさつきおっしゃられたように、本当にもう畠の状態ではなくて、農地合せみたいな感じで、換地処分によって、そういうふうになったんじやないかなというような土地でございます。

それから東側の方に田んぼがありまして、そこと繋がっていましたので、そこを分筆するということで、分筆して、非農地を出すということで印鑑を押しております。

会長 他にございませんか。

〇〇番 4番は書いてあるとおりですけど、3番は元々トラックも入っていかないような土地で、お茶を作っていましたけども。今はもう歩いても入っていけないような所になっています。以上です。

会長 他にございませんか。

(質疑なし)

会長 それでは質疑も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第6号 武雄市非農地証明5件につきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 異議なしと認めます。よって、議案第6号 武雄市非農地証明5件については、原案どおり証明することに決しました。

《報告第1号 農地等形状変更届》

会長 次に報告第1号 農地等形状変更届について、1件提出されています。
この件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号 農地等形状変更届出について、ご説明いたします。
土地は〇〇町の田5筆 400.49平米です。変更理由は、田を畑として利用するためということで、変更の時期は令和7年12月15日から令和8年9月1日を予定されています。嵩上げの高さは0.78m、土量は318.3立米。変更後の利用計画は、野菜を作られる予定となっております。以上、1件報告させていただきます。

会長 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があればお願いいたします。
〇〇委員。

〇〇番 今、〇〇公民館が新しく出来ていますけれども、そのすぐ前のところ、入り口の所です。ちょっと狭くて。いわゆる、前は、学習田で、貸してあつ

たけど、今はもうちょっと何もできないということで、畠にしたいという要望でありましたので、推進さんと一緒にやって、確認しました。

会長 地元委員の説明が終わりました。報告第1号について、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会長 それでは、他に意見も無いようですので、報告第1号の質疑をとどめます。

《報告第2号 非農地判断》

会長 次に報告第2号 非農地判断について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、非農地判断についてご説明いたします。

非農地判断結果一覧表で、ここにありますように今回は、武雄町大字武雄を対象としておりまして、417件を送るようにしております。調査につきましては4月15日～17日で、大島委員、松尾初秋委員、山口推進員、山田推進員の4名で回っていました。ここにつきましては、非農地対象とした所、455件抽出しております、その内の417件を非農地判断を出すようにしております。以前も申しましたように、この用地につきましては、地目は宅地及び状況が宅地に隣接する農地を除きまして、林野化した田畠を対象としています。航空写真で、山林・原野と判断できるものが167件、現地を確認してもらうのが288件あります、それを調査していただきました。

表の中央の方にありますように、そこに判断結果というところで、原野か山林かを示しております。山林が49%、原野が47%、農地が4%という結果でございました。中央の方にあります農振区分、これにつきましては注意を払ってもらっていたところでございます。結果、農振除外するものにつきましては、来年度、農林課の方で取りまとめて、見直しを行うということであります。

あと、農林課で補助があります中山間や多面、ワイヤー、電柵等の補助金ですね。この分についても、確認をしてもらっております。対象となったのが、電柵の分が来年度までで終了という形の部分が何件かありましたが、影響がないということです。

それと非農地通知につきましては、163名の方に通知をいたしまして、1ヶ月間、猶予をもちまして、郵便物が届かなかったものが21件、届かなかったものもあります。その分を除いたところでの、417件になっております。

あと嘱託登記につきましては、法務局に橋町が174件、朝日町大字甘久が83件、武雄町大字富岡・永島を110件申請し、完了するところです。

朝日町大字中野につきましては、9月1日に送っておりまして、11月19日現在で320件の登記が完了しております、残りの分が1月下旬ぐらいまでには済むのかなというふうに思いますので、その後、この大字武雄の分を送るようになります。

今後の予定につきまして、法務局で大体、月70件程度の登記完了というふうになっておりますので、それで計算していたところ、大字武雄の分を逆算していくと、3月ぐらいまでに、次の分の調査が済んでもらわないといけないというような結果になりました。それで武内町、若木町が次の順番になるんですが、武内町大字梅野が540件、それと真手野が2,880件ということになっております。梅野が736件、真手野が1,500件、若木町本部が1200件、川古が1200件ということです。以前、対象を探してもらった分から2倍から3倍に増えておりますので、ちょっと件数が増えております。その中でも一番少ないので、大字梅野が700件の方になりますので、次回は、武内町大字梅野を先にしていただきまして、次が、真手野の1500件という多いので、若木町の大字本部の方に次は入ってという形で、順番を武内町大字梅野、若木町大字本部、武内町大字真手野、若木町大字川古の順番で行こうかなというふうに思っておりますので、帰りにすいませんけど、説明したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

会長 事務局の説明が終わりました。報告第2号について、ご意見、ご質疑等ありませんか。

(質疑なし)

会長 それでは、他に意見も無いようですので、報告第2号の質疑をとどめます。

—————《閉　　会》—————

会長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案につきましては、すべて終了しました。これをもちまして、令和7年12月の農業委員会総会を終わります。